

こども医療費支給制度の概要



桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん

この制度は、子どもの健康の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、保護者に対し、子どもの医療費（保険適用分）について支給するものです。

医療機関等で医療費を支払った場合は、申請に基づき市が医療費を支給します。

令和4年10月診療分からは、埼玉県内の医療機関での診療で、1ヶ月の自己負担額が21,000円以下のものなど一定の条件に該当する場合は、医療費の窓口で支払いせずに受診することができます（これを現物給付といいます）。

対象者 市内に住所を有する0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

支給内容 医療保険制度による医療費及び他の法令による医療費の本人負担額。

※予防接種や健康診断など、保険外の診療は支給対象外です。

※入院の場合の入院時食事療養負担額も、支給対象外です。

※高額療養費及び附加給付の適用がある場合は、医療費から該当金額を差し引いてこども医療費を支給します。先に健康保険組合からこれらの給付の決定を受けてから、医療費の申請をしてください。→高額療養費・附加給付の請求方法は、加入健康保険組合にお問い合わせください。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付（学校・保育所活動中の子どもの傷病）に該当する場合は、支給対象外です。→詳しくは、学校・保育所にご確認ください。

現物給付となる条件 次のすべての条件を満たすときは、窓口での（保険適用分）の負担がなくなります。

- ・ 受診時に、医療機関で健康保険証とこども医療費受給資格証を提示
- ・ 令和4年10月1日以降に、埼玉県内の医療機関を受診（一部対象外の医療機関があります。）
- ・ 一医療機関でのひと月の累計自己負担金額（保険適用分）が21,000円未満

※ 21,000円以上の医療費や、埼玉県外の医療機関でかかった分、コルセットなどの治療用装具を作った場合、人工透析の調剤分などは、保険診療分でも窓口負担が発生します。

※ 交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、こども医療費の支給対象外となる可能性がありますので、窓口負担が発生します。

償還払い（窓口負担が発生する場合）の申請方法

受診後、医療機関の窓口で医療費をお支払いいただき、次の①か②の方法で、こども医療費医療費支給申請書を提出してください。申請書の記載例は、裏面にございます。

① 桶川市、上尾市、北本市、伊奈町にある協定医療機関では、市役所に持参しなくても医療機関窓口に申請書を提出することができます。提出日の翌々月末に、医療費を振り込みます。

② その他の医療機関で診療を受けた場合は、氏名、保険点数等記入のある領収書を申請書の領収書欄にホッチキス等でとめて、次の提出先に提出してください（郵送可）。提出日の翌月末に、医療費を振り込みます。

提出先：市役所子ども未来課・駅西口連絡所（おかげわマイン4階）・保健センター・子育て支援センター・桶川公民館・桶川東公民館・川田谷公民館（改修工事中のため、休館中です。）・加納公民館・各公立保育所（保育所は、通園されている家族の方の分に限ります。）

※ 申請書は、月単位、医療機関単位、入院・外来別、医科・歯科別に作成してください。

※ 申請は、診療した月の翌月以降、5年以内に行ってください。

※ 郵送により申請することもできます。

届出事項 本人の住所や加入医療保険、振込口座等に変更があった場合は、①受給資格証 ②その他変更を証明するもの（保険証、通帳など）を持参し、必ず子ども未来課で変更手続を行ってください。

受給資格証返還 次の場合は、受給資格証を返還してください。

- ◆こどもが市外に転出するとき。
- ◆年齢が有効期限に達したとき。
- ◆その他、受給資格を喪失したとき。

桶川市役所 子ども未来課
〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号
TEL 048-788-4945(直通)